

岸和田市貝塚市清掃施設組合職員表彰等に関する規程

平成 11 年 10 月 22 日

規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）事務局職員及び岸和田市貝塚市清掃工場（以下「工場」という。）における、ごみ焼却等業務（以下「委託業務」という。）に従事する職員の功績等の、顕彰又は感謝の意について定めることを目的とする。

(表彰の範囲)

第 2 条 事務局職員若しくは委託業務従事職員（以下「職員」という。）又は委託業務実施団体（以下「団体」という。）が次の各号の一に該当すると認めるときは、その者に対し表彰又は感謝する。

- (1) 職務に際し、重大な事故の発生を未然に防止した者
- (2) 天災事変に際し、その措置が他の模範となる者
- (3) 自己の一身をかえりみず、職務に尽すいた者
- (4) 組合の事務又は工場の業務に関し、若しくは職務上有効な発明又は考案をし、功績が顕著な者
- (5) 満 20 年以上組合に勤続する者
- (6) 満 10 年又は 20 年以上委託業務を円滑に実施した団体
- (7) 日常の事務又は本業の執行について、その方法の改善、事業能率の増進、成績の向上に功績が顕著な者
- (8) 職務の内外を問わず、職員としての名誉を高め、信用を増加すべき行為があった者
- (9) 監督官庁その他公共団体及びこれに準ずる者から前各号により表彰された者
- (10) 前号までに規定する外、他の職員の模範となる行為があった者

(表彰及び感謝の方法)

第 3 条 表彰及び感謝は、次の各号の一又は二について行うものとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

(広報掲載)

第 4 条 管理者がこの規程により表彰を行ったときは、特別の事由がない限りその者の職、氏名又は団体名及びその事績の概要等を岸和田市広報及び貝塚市広報に掲載することができる。

(遺族等への授与)

第 5 条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡し、又は本人に表彰状その他を授与しがたいときは、これを次に掲げる順位に従い、その者に交付する。

- (1) 配偶者

- (2) 子
- (3) 父母
- (4) その他近親の者

(表彰の取消)

第6条 表彰を受けた者が次の各号の一に該当するときは、表彰を取り消すことがある。

- (1) 表彰を受けた事項について虚偽の申立その他不正のあったことを発見したとき
- (2) 懲戒処分を受けたとき

(表彰の手続)

第7条 組合事務局長が職員又は団体のうちで、この規程により表彰すべき者があると認めるときは、その事由を具して管理者に上申しなければならない。

第8条 各課等の長がこの規程により表彰すべき者があると認めるときは、その事由を具して事務局長に通知しなければならない。

第9条 前2条の規程は表彰を受けた者が第6条の規程に該当する行為があったときに準用する。

附 則

- 1 この規程は、庁達した日から施行し、平成11年11月1日から適用する。
- 2 この組合の特別職の職員及び非常勤の職員の表彰については、この規程を準用する。

附 則 (平成29年11月8日規程3号)

この規程は、公布の日から施行する。